　第１号様式（第３条）

（その１）

設　計　説　明　書

設計の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　設計の方針 |  | | | | | |
| ２　土地の現況(地目別概要) | 区分 | 宅地 | 農地 | その他 | | 計 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ |  | | ㎡ |
| 比率 | ％ | ％ |  | |  |
| ３　土地利用計画 | 区分 | 宅地 | 公共用地 | 未利用地 | その他 | 計 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  | ㎡ |
| 比率 | ％ | ％ | ％ |  |  |
| ４　公共施設整備計画 | 区分 | 道路敷地 | 水路及び下水道敷地 | 公園、緑地等用地 | 消防用貯水施設用地 | その他 |
| 面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  |
| 比率 | ％ | ％ | ％ | ％ |  |
| ５　計画内容 |  | | | | | |

備考

　１　４欄の比率の合計が、３欄の公共用地の比率となるようにしてください。

　２　５欄には、開発行為により設置される特定工作物の計画内容等及び公益施設（学校、保育所、幼稚園、官公庁施設、購買施設、医療施設等）の用地の面積等を記載してください。

（その２）

公共施設等の管理者等に関する事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 番号 | 概　　　　　要 | | | 管理者 | 用地の  帰属 | 摘要 |
| 幅員・寸法 | 延　長 | 面　積 |
|  |  |  | ｍ | ㎡ |  |  |  |

備考

　１　番号は、施設の種類別に付してください。

　２　公共施設の次に公益施設を記載してください。

　３　公共施設の摘要欄には、（新設）（付け替え）（拡幅）（廃止）の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載してください。

第２号様式（第５条第４項）

開発行為施行同意書

　年　月　日

　開発者　住　所

　　　　　氏　名

同意権者　住所

氏名　　　　　　　㊞

（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名）

　私が権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。また、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件の種類 | 所在及び地番 | 面　積 | 権利の種類 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |

　備考

　　１　この開発行為施行同意書（以下「同意書」といいます。）は、都市計画法施行規則第17条第１項第３号に規定する都市計画法第33条第１項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類となるものです。

　　２　この同意書は、同意権者ごとに作成してください。

　　３　同意権者とは、開発区域（開発行為に関する工事をしようとする土地の区域を含む。）内に含まれる土地又は工作物の所有権者、仮登記権者、抵当権者その他当該土地又は工作物の利用に関する権利を有する者をいいます。ただし、当該開発区域の隣接地であって、当該開発行為により建築基準法の規定による建築物の高さに関する制限を新たに受けることとなる土地の所有者等は同意権者に含めます。

　　４　同意権者の印は実印とし、当該同意印の印鑑証明書１部を申請書正本に添付してください。（同意権者が法人の場合は代表者印を押印し、印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付してください。）

　　５　共有地等の場合は、括弧書きで持分も記入してください。

第３号様式（第５条第５項）

開発行為に関する工事設計者の資格申告書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　月　日  　浦安市長　様 | | | | | | | | | | | | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 申告者 | 住所  氏名 |  |   （法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名）  　次のとおり、設計者の資格について申告します。 | | | | | | | | | | | | |
| １　設計者の氏名及び生年月日 | | | ふりがな(　　　　　　　　　　　　　　)  年　　月　　日生 | | | | | | | | | |
| ２最終学歴 | | | (学校名)　　　　　(学部名)　　　　　(学科名)  年　　月　　卒業・中退 | | | | | | | | | |
| ３　連　絡　先 | | | 事務所所在地  電話番号(　　　-　　　-　　　) | | | | | | | | | |
| ４ 資格、免許等 | | |  | | | | | | | | | |
| ５  実  務  経  歴 | (1)  職  務  経  歴 | 会社・事務所名 | | | 職務内容 | | 期間 | | 年数 | | 年数計 | |
|  | | |  | |  | | 年 | | 年 | |
|  | | |  | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |  | |
| (2)  工  事  ・  設  計  経  歴 | 工事名 | | 工事発注者名 | | 工事施行場所 | | 工事面積 | | 実務内容 | | 期間 |
|  | |  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  | |  |
|  | |  | |  | |  | |  | |  |

　備考

　　１　申告者は、設計者が法人の従業員である場合は、当該法人とし、その他の場合は、設計者自身としてください。

　　２　２欄及び４欄については、それぞれ当該申告事項を証する図書を添付してください。

　　３　５欄ついては、市長が必要と認めるときは、当該申告事項を証する図書を添付してください。

第４号様式（第６条）

開 発 行 為 許 可 通 知 書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可通知欄 | この申請書に係る開発行為については、都市計画法第35条第１項の規定により、次のとおり条件を付して許可したので、通知します。  第　　　　　号  年　　月　　日  浦安市長 | | | |
| 条件 | |  | |
| 開発行為の概要 | １ | 許可申請者の住所及び氏名 | |  |
| ２ | 開発区域に含まれる地域の名称 | |  |
| ３ | 開発区域の面積 | | 平方メートル |
| ４ | 予定建築物等の用途 | |  |
| ５ | 工事施行者住所氏名 | |  |
| ６ | 工事着手予定年月日 | | 年　　月　　日 |
| ７ | 工事完了予定年月日 | | 年　　月　　日 |
| ８ | 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別 | |  |
| ９ | その他必要な事項 | |  |

教示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第５号様式（第６条）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浦安市長

開発行為不許可通知書

　この申請書に係る開発行為については､都市計画法第35条第１項の規定により、次の理由により許可しませんので、通知します。

|  |
| --- |
| 理由 |

教示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第６号様式（第７条第１項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　浦安市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者　所在地

名称

代表者名

開発許可の特例の協議申出書

都市計画法第34条の２第１項の規定による協議をしたいので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第７条第１項の規定により、申し出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発行為の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２ | 開発区域の面積 | 平方メートル |
| ３ | 予定建築物等の用途 |  |
| ４ | 工事施行者住所氏名 |  |
| ５ | 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ６ | 工事完了予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ７ | 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別 |  |
| ８ | その他必要な事項 |  |

第７号様式（第７条第３項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浦安市長

開発許可の特例の協議成立書

　　　　　年　　月　　日付けで申出のあった協議については、都市計画法第34条の２第１項の規定による協議が成立したので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第７条第３項の規定により、通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発行為の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２ | 開発区域の面積 | 平方メートル |
| ３ | 予定建築物等の用途 |  |
| ４ | 工事施行者住所氏名 |  |
| ５ | 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ６ | 工事完了予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ７ | 自己の業務の用に供するもの、  その他のものの別 |  |
| ８ | その他必要な事項 |  |

第８号様式（第８条第１項）

開発許可の特例の協議事項変更申出書

第　　　　　号

年　　月　　日

　浦安市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申出者　所在地

名称

代表者名

都市計画法第35条の２第４項おいて準用する同法第34条の２第１項の規定による協議をしたいので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第８条第１項の規定により、申し出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発行為の変更の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２ | 開発区域の面積 | 平方メートル |
| ３ | 予定建築物等の用途 |  |
| ４ | 工事施行者住所氏名 |  |
| ５ | 自己の業務の用に供するもの、  その他のものの別 |  |
| ６ | その他必要な事項 |  |
| 協議成立書の日付け及び文書記号・番号 | | | 年　　月　　日　　第　　　号 |
| 変更の理由 | | |  |

第９号様式（第８条第２項）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浦安市長

開発許可の特例の協議の変更協議成立書

　　　　　年　　月　　日付けで申出のあった協議については、都市計画法第35条の２第４項おいて準用する同法第34条の２第１項の規定による協議が成立したので、浦安市開発行為の許可申請等に係る文書の様式等を定める規則第８条第２項の規定により、通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発行為の変更の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２ | 開発区域の面積 | 平方メートル |
| ３ | 予定建築物等の用途 |  |
| ４ | 工事施行者住所氏名 |  |
| ５ | 工事着手予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ６ | 工事完了予定年月日 | 年　　月　　日 |
| ７ | 自己の業務の用に供するもの、  その他のものの別 |  |
| ８ | その他必要な事項 |  |

第１０号様式（第９条第１項）

開発行為変更許可申請書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画法第35条の２第１項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。  年　　月　　日  浦安市長　様  申請者　住　所  氏　名  （法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名） | | | | |
| 開発行為の変更の概要 | １ | 開発区域に含まれる地域の名称 | |  |
| ２ | 開発区域の面積 | | 平方メートル |
| ３ | 予定建築物等の用途 | |  |
| ４ | 工事施行者住所氏名 | |  |
| ５ | 自己の居住の用に供するもの、  自己の業務の用に供するもの、  その他のものの別 | |  |
| ６ | その他必要な事項 | |  |
| 開発許可の日付け及び文書記号・番号 | | | 年　　月　　日　　第　　　号 | |
| 変更の理由 | | |  | |

　備考

　　１　６欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記載してください。

　　２　開発行為の変更の概要（６欄を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第１１号様式（第９条第３項）

開発行為変更許可通知書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可通知欄 | この申請書に係る開発行為の変更については、都市計画法第35条の２第４項において準用する同法第35条第１項の規定により、次のとおり条件を付して許可したので、通知します。  第　　　　　号  年　　月　　日  浦安市長 | | | |
| 条件 | |  | |
| 開発行為変更の概要 | １ | 許可申請者の住所及び氏名 | |  |
| ２ | 開発区域に含まれる地域の名称 | |  |
| ３ | 開発区域の面積 | | 平方メートル |
| ４ | 予定建築物等の用途 | |  |
| ５ | 工事施行者の住所氏名 | |  |
| ６ | 工事着手予定年月日 | | 年　　月　　日 |
| ７ | 工事完了予定年月日 | | 年　　月　　日 |
| ８ | 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別 | |  |
| ９ | その他必要な事項 | |  |

教示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１２号様式（第９条第３項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

浦安市長

開発行為変更不許可通知書

　この申請書に係る開発行為の変更については､都市計画法第35条の２第４項において準用する同法第35条第１項の規定により、次の理由により許可しませんので､通知します。

|  |
| --- |
| 理由 |

教示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１３号様式（第10条第１項）

開発行為変更届出書

年　月　日

　浦安市長　様

届出者　住所

氏名

（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名）

　開発行為の変更について、都市計画法第35条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更に係る事項

２　変更の理由

３　開発許可の日付け及び文書記号・番号　　　年　　月　　日　　第　　号

備考　変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第１４号様式（第13条第１項）

工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画法第37条第１号の規定により、開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）の承認を申請します。  年　月　日  浦安市長　様   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 申請者 | 住所  氏名 |  |   （法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名） | | |
| １開発許可の概要 | 1. 開発許可を受けた者   の住所及び氏名 |  |
| 1. 開発許可の日付け   及び文書記号・番号 | 年　　月　　日　　第　　　号 |
| 1. 開発区域に含まれる   地域の名称 |  |
| ２　開発行為に関する工事の進行  状況 | |  |
| ３建築(建設)の概要 | 1. 建築（建設）をしよ   うとする土地の所在及び地番 |  |
| 1. 建築（建設）をしよ   うとする土地の面積 |  |
| 1. 建築物（特定工作   物）の構造及び規模 |  |
| 1. 建築物（特定工物）   の用途 |  |
| ４　工事完了公告以前に建築（建  設）をしようとする理由 | |  |

　備考

　　１　２欄には、整地工事、排水施設工事、道路工事、擁壁工事等の区分により、着手した工事について申請書提出の日における当該工事の完了又は工事中の別を記載してください。

　　２　この申請書には、位置図、区域図、配置図（縮尺500分の１以上）、平面図（縮尺200分の１以上）及び２面以上の立面図（縮尺200分の１以上）を添付してください。

第１５号様式（第13条第３項）

工事完了公告以前の建築（建設）承認通知書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 承認通知欄 | この申請書に係る開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）については、都市計画法第37条第１号の規定により、次の条件を付して承認したので、通知します。  第　　　　　号  年　　月　　日  浦安市長 | | |
| 条件 |  | |
| １　承認申請者の住所及び氏名 | | |  |
| ２開発許可の概要 | (1)　開発許可を受けた者の住所及び氏名 | |  |
| (2)　開発許可の日付及び文書記号・番号 | | 年　　月　　日　　第　　　号 |
| (3)　開発区域に含まれる地域の名称 | |  |
| ３建築（建設）の概要 | (1)　建築（建設）をしようとする土地の所在及び地番 | |  |
| (2)　建築（建設）をしようとする土地の面積 | |  |
| (3)　建築物（特定工作物）の構造及び規模 | |  |
| (4)　建築物（特定工作物）の用途 | |  |

　備考

　　　　この承認を受けても、建築物の建築（特定工作物の建設）をしようとするときは、建築基準法による確認を別途受けなければならないので、注意してください。

　教示

　　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１６号様式（第13条第３項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浦安市長　　　　　　　印

工事完了公告以前の建築（建設）不承認通知書

　　この申請書に係る開発行為に関する工事の完了の公告以前の建築（建設）については、都市計画法第37条第１号の規定により、次の理由により承認しませんので、通知します。

|  |
| --- |
| 理由 |

教示

　　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１７号様式（第15条第１項）

開発許可承継承認申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。 | | |
| 年　　月　　日 | | |
| 浦安市長　様  申請者　住　所  氏　名  （法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名） | | |
| １開発許可の概要 | (1)　開発許可を受けた者の住所及び氏名 |  |
| (2)　開発許可の日付け及び文書記号・番号 | 年　　月　　日　　第　　　号 |
| (3)　開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ２申請前の承継の経過 | 被承継者の住所及び氏名 | 承　継　年　月　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
| ３ 承認申請に係る権原を取得した年月日 | | 年　　月　　日 |
| ４ 取得した権原の内容 | |  |

　備考　この申請書には、権原を取得した年月日を証する図書（土地の登記事項証明書等）、住民票の写し及び所得税の納税証明書（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び法人税に関する納税証明書）並びに事業経歴書を添付すること。この場合において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為に係る申請の場合にあっては、権原を取得した年月日を証する図書及び住民票の写しのみを添付してください。

　第１８号様式（第15条第３項）

開発許可承継承認通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許 可 通 知 欄 | この申請書に係る開発許可に基づく地位の承継については、都市計画法第45条の規定により、承認したので通知します。  第　　　　　号  年　　月　　日  浦安市長 | |
| １　承認申請者の住所及び氏名 | |  |
| ２開発許可の概要 | (1)　開発許可を受けた者の住所及び氏名 |  |
| (2)　開発許可の日付け及び文書記号・番号 | 年　　月　　日　　第　　　号 |
| (3)　開発区域に含まれる地域の名称 |  |
| ３申請前の承継の経過 | 被承継者の住所及び氏名 | 承継年月日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
|  | 年　　月　　日 |
| ４　承認申請に係る権原を取得した年月日 | | 年　　月　　日 |
| ５　取得した権原の内容 | |  |

第１９号様式（第15条第３項）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

浦安市長

開発許可承継不承認通知書

　この申請書に係る開発許可に基づく地位の承継については､都市計画法第45条の規定により、次の理由により承認しませんので､通知します。

|  |
| --- |
| 理由 |

教示

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浦安市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

　２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第２０号様式（第16条）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 登録番号 | | | | |  | | | | |
| 開発許可の日付け及び文書記号・番号 | | | | | | 年　　月　　日　　　　　　第　　　号 | | | | | | | | 許可に基づく地位の承継 | | 承継年月日 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 開発許可を受けた者  の住所及び氏名 | | | | | |  | | | | | | | | 承継人の住所及び氏名 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 工事施行者の  住所及び氏名 | | | | | |  | | | | | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 開発区域に含まれる  地域の名称 | | | | | |  | | | | | | | | 工事施行者の変更 | | 変更許可の日付け  及び文書記号・番号 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 開発区域の面積 | | | | | | ㎡ | | 用途地域 |  | | | | | 変更後の工事施行者の住所氏名 | | | |  | | | | | | | | | | | |
| 土地の現況(地目別概要) | | | | 区分 | | 宅地 | 農地 | その他 | | | | 計 | | 工事着手予定年月日 | | | | | 年　月　日 | | | | | | | 年　月　日 | | | | 年　月　日 | |
| 面積 | | ㎡ | ㎡ |  | | | | ㎡ | | 設計変更許可の日付け及び文書記号・番号 | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | | 設計変更の内容 | |  | | | | | | |
| 比率 | | ％ | ％ |  | | | |  | | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | |
| 設　　　計　　　の　　　内　　　容 | 土地利用計画 | | | 区分 | | 宅地 | 公共用地 | 未利用地 | その他 | | | 計 | | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | |
| 面積 | | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  | | | ㎡ | | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | |
| 比率 | | ％ | ％ | ％ |  | | |  | | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | |
| 公共施設整備計画 | | | 区分 | | 道路敷地 | 水路及び下  水道敷地 | 公園及び緑  地等用地 | 消防用貯水  施設用地 | | | その他 | | 年　月　日　　第　　　号 | | | | | | | |
| 面積 | | ㎡ | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | |  | | 法第37条第１号の承認の日付け及び文書記号・番号 | | | | | | | | 年　月　日　第　　号 | | | | | | 内容 | |  | |
| 比率 | | ％ | ％ | ％ | ％ | | |  | |
| その他の施設 | | | | |  | | | | | | | |
| 道路 | 幅員構成 | | | | 主要道路　ｍ・その他の道路　ｍ・取付道路　ｍ | | | | | | | | 備考 | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 路面仕上 | | | |  | | | | | | | | 区分行為 | | | | 完了検査年月日 | | | 検査済証の交付 | | | | | | | | 完了公告 | | |
| 上水道 | | | | 公営(　　　　　　　　　　　)・専用・小規模・自家(　　　人) | | | | | | | | | 工区及び面積 | | | |  | | | 年　月　日 | | | 文書記号・番号 | | | | | 年　月　日 | | 文書記号・番号 |
| 下水道 | | 雨水 | | Ｕ字溝(　　　　　　)・管(　　　　　）  Ｌ型溝(　　　　　　) | | | | | | 地区外接続  (　　　　　) | | |  | | | ㎡ | 年　月　日 | | | 年　月　日 | | | 第　　号 | | | | | 年　月　日 | | 第　　号 |
| 汚水 | | 公共下水道(　　　　　　　　　　　　　　　)  浄化槽(　　　　　) | | | | | | 地区外接続  (　　) | | |
| 公園・緑地 | | | | 公園　　箇所　　　㎡(中央公園　　　㎡)・緑地　　箇所　　　㎡ | | | | | | | | |
| 消防水利 | | | | 貯水槽　箇所・消火栓　基 | | | | | ごみ処  理施設 | | |  |

第２１号様式（第17条）

開発許可済みの標識

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都市計画法第29条の規定による許可済み | | | | |  |  |
| 許可の日付け及び文書記号・番号 | | | | 年　月　日　　　第　　　号 |
| 開発許可を受けた者 | | 住所  氏名 | |  |
| 工事施行者 | | 住所  氏名 | |  |  |
| 開発区域に含まれる地域の名称  60センチメートル以上 | | | |  |
| 開発区域の面積 | | | | 平方メートル |
| 工事着手予定年月日 | | | | 年　月　日 |  |
| 工事完了予定年月日 | | | | 年　月　日 |
| 現場管理者  工事施行者又は  工事施行者の定  めた者 | | | 氏名 |  |
| 80センチメートル以上 |  | | | |
|  | | | | |  |

第２２号様式（第18条）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 都市計画法による命令の公示  　土地・工作物等の所在地  　命令を受けた者の氏名  　この土地・工作物等は都市計画法に違反しているので、　　　年  　月　日付けで、同法第81条の規定により　を命じた。  注  　１　この標識を毀棄した者は、公用文書毀棄罪で罰せられます。  　２　この命令に違反して　　　　を行った場合は、罰せられます。  　３　　　　年　月　日（電気事業者名・ガス事業者名・水道事業者名）に対して電気・ガス・水道の供給の申込みの承諾を保留するよう要請しています。  年　　月　　日  　　　　　　　　　　　浦安市長 |
| 90センチメートル程度 |

180センチメートル程度

第２３号様式（第19条第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開発行為又は建築に関する証明書交付申請書 | | |
| 年　月　日  　浦安市長　様  申請者　住所  氏名  （法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名）    　都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。 | | |
| １　開発区域に含まれる地域の名称 |  | |
| ２　地目及び面積 | 地目 | 実測　　㎡  公簿　　㎡ |
| ３　都市計画法の適合条項 | 第29条第１項第３号 | |
| ４　都市計画法の適合条項の内容 |  | |
| ５　開発行為の有無 | 伴う（　　㎡） | |
| ６　予定建築物の用途・構造・規模 |  | |
| ７　その他必要な事項 |  | |

第２４号様式（第19条第３項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開発行為又は建築に関する証明書 | | |
| 次の建築物は、都市計画法第29条第１項第３号の規定に適合していることを証明します。    第　　　　　号  年　　月　　日  浦安市長 | | |
| １　申請者の住所及び氏名 |  | |
| ２　開発区域に含まれる地域の名称 |  | |
| ３　地目及び面積 | 地目 | 実測　　㎡  公簿　　㎡ |
| ４　都市計画法の適合条項 | 第29条第１項第３号 | |
| ５　都市計画法の適合条項の内容 |  | |
| ６　開発行為の有無 | 伴う（　　㎡） | |
| ７　予定建築物の用途・構造・規模 |  | |
| ８　その他必要な事項 |  | |

第２５号様式（第20条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （表） |  | |
| 第　　　　　号  　　年　月　日交付  　立　入　検　査　証  所属  　職氏名  有効期間　　　年　月　日から　年　月　日まで  この者は、都市計画法に基づき、開発区域又は建築工事現場等への立入検査の権限を有する者であることを証明します。  浦安市長 |  |  |
| ５センチメートル以上 | |
|  |  |
| ８センチメートル以上  （裏） | | |
| 都　市　計　画　法　抜　粋  （立入検査）  第８２条　国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。  ２　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。  ３　前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  ４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |  | |